

## ○ 山梨大学総合分析実験センター遺伝子改変マウス等作製受託内規

制定 平成29年 8月10日

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学総合分析実験センター（以下「センター」という。）が他機関等（民間等外部の機関を含む。）からの委託に基づき行う遺伝子改変マウス等作製（以下「作製」という。）に関し、必要な事項を定める。

(原則)

第2条 作製は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、センターの業務に支障のない場合  
に限り、これを受託することができる。

(受託内容)

第3条 受託する作製の内容は、次のとおりとする。

- (1) 遺伝子改変マウスの作製
- (2) キメラマウスの作製
- (3) その他作製に係る特殊な依頼

(申込)

第4条 作製を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、所定の申込書をセンター長に提出し、承諾を受けなければならない。

(承諾)

第5条 センター長は、前条に規定する申込みがあったときは、承諾の可否を決定する。

- 2 センター長は、前項の承諾をしたときは、その結果を所定の承諾書により委託者に通知するものとする。

(料金)

第6条 作製にあたり委託者が負担する金額は、当該作製の遂行に直接必要となる経費（以下「直接経費」という。）に相当する額及び当該作製の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費の合算額とする。

- 2 前項の金額に関し必要な事項は、別に定める。

(納付)

第7条 委託者は、前条に規定する料金を前納しなければならない。ただし、成功時支払費用については、作製終了後に納付できるものとする。第3条(1)および(2)に係る「成功」は、第10条第3項に規定する遺伝子確認報告書の変異個体数が1以上の場合をいう。第3条(3)に係る「成功」は、依頼者に1個体または1細胞株以上を納付できた場合をいう。

2 既納の料金は、返還しない。

(延滞金)

第8条 委託者は、第5条第2項の承諾書を受領した場合は、第6条に規定する料金を本学が発行する請求書により、指定された期日までに納付しなければならない。

2 委託者は、指定された期日までに料金を納付しないときは、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、所定の延滞金を納付しなければならない。

(輸送に係る経費負担)

第9条 委託者が提供する試料及びセンターが供給する試料の輸送に係る経費は、委託者が負担するものとする。

(供給)

第10条 センター長は、作製が終了したときは、所定の送付書を付して委託者に供給するものとする。

2 センター長は、送付後に委託者から所定の受領書を徴するものとする。

3 第3条(1)及び(2)に係る委託者は、遺伝子変異を確認後、速やかにセンター長へ遺伝子変異確認報告書を提出するものとする。

(期間)

第11条 作製の開始日は、第5条第2項に規定する承諾書の通知日とし、完了日は、第3条(1)及び(2)に係る委託については前条第3項、第3条(3)に係る委託については前条第2項の受領書の受領日とする。作製に成功しなかった場合は、前条第1項の送付書の授受をもって完了とする。

2 作製の期間は、委託者とセンターの協議によるものとする。

(中止又は延長)

第12条 やむを得ない事由により作製を中止し、又はその期間を延長する場合は、本学はその責を負わないものとし、センター長は委託者にその事由を書面により通知するものとする。

2 委託者は、料金の納付後に試料の提供を一方的に中止することはできない。

(免責)

第13条 委託者から提供された試料又はセンターから供給された試料に起因する損害が生じた場合は、重大な過失があるときを除き、双方ともにその責を負わない。

(研究成果の公表)

第14条 委託者は、供給された遺伝子改変マウス等を使用し得られた研究成果を論文等で公表する場合は、初回発表論文に共同著者として受託者を加えることとする。

2 受託者は依頼された内容については、秘密情報として取り扱う。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託者から提供された材料及びそれに付随して開示された秘密情報を第三者に漏洩してはならない。

2 受託者は、委託者から提供された材料を作製の目的以外には使用せず、作製に必要な範囲を超える分析・解析を行ってはならない。

(知的財産の取扱い)

第16条 作製に関連して創出された知的財産は、受託者が開示した秘密情報に基づきなされた場合を除き、受託者又は山梨大学に属する教職員に帰属する。

2 前項において、作成に関連して創出された知的財産が受託者が開示した秘密情報に基づきなされた場合、その帰属については委託者との協議によりその帰属を定める。

(非保証)

第17条 受託者は、作製により得られた遺伝子改変マウスが、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しない。

(庶務)

第18条 作製に関する庶務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第19条 この内規に定めるもののほか、作製に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年 8月10日から施行する。